

紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例施行規則

制定 平成25年8月1日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付方法)

第2条 任命権者は、条例第2条第2項に規定する書面を交付するときは、これを当該職員に直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達して交付するものとする。

2 任命権者は、前項に規定する方法により書面を交付することができないときは、その旨及び当該書面に記載された事項を紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。

(休職中の措置)

第3条 任命権者は、条例第3条第1項の規定により休職を命じた職員に対し、当該休職期間中において指定する時期及び当該職員が診療を受ける医療機関の変更をしたときに、医師の診断書の提出を求めることができる。

2 任命権者は、条例第3条第2項の規定により復職を命ずる場合には、医師の診断書を徴するものとする。この場合において、当該職員から復職の申出があった場合は、これを省略することができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。